

議事(3)

デマンド型乗合タクシーについて

(裾野市地域公共交通活性化協議会)

モビリティ勉強会内で、新たな移動手段として、デマンド型乗合タクシーの活用が提案された。実験を通じて、地域と連携し乗合タクシーへの代替可能性を検討するとともに、需要推定手法等を研究する。

1. 現状

- ・ 市内に、裾野市内循環線及び路線バスが運行していない地域があり、自家用車以外の移動手段として、タクシーを利用することが多い。
- ・ しかし、タクシー事業者も運転手不足などにより、効率的な運行を図りたい。

2. 協議内容

- ・ 地元企業が運行主体となり、実証実験を行うにあたり、道路運送法21条申請が必要。申請の際に、本協議会からの「要請」が必要となる。(運輸支局相談時に確認。)本協議会として、「株式会社三ツ輪交通自動車」に「デマンド型乗合タクシー実証実験運行事業」を要請してよいか審議する。

※道路運送法21条には、貸切バス事業者やタクシー事業者が乗合旅客の運送を行うことができる規定がある。

①災害の場合その他緊急を要するとき。

②乗合バス事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

上記②における許可の内容としては、イベント輸送、鉄道の代替、実証実験等で、イベント主催者や鉄道事業者、地方公共団体等の要請に基づく場合がある。

- ・ 市内でデマンドタクシーについて定着する可能性について調査し、「裾野市地域公共交通計画」内の「目標8:地域に合った移動手段の検討・導入」の「事業14:新たな公共交通システムの検討・導入」につなげたい。
- ・ 内容の詳細は、モビリティ勉強会で協力いただいている矢崎総業の方から説明。

3. スケジュール

- ・ 7月18日 裾野市地域公共交通活性化協議会
- ・ 8~9月 道路運送法21条申請、認定
- ・ 9月 周知、PR
- ・ 10月1日 運行開始。

4. その他

- ・ 今回の実証実験にかかる費用については、実施事業者及び協力事業者にて負担。